

第2章

すこやかに生き生きらせるまちづくり

～保健・福祉・医療の充実～

7. 健康づくり

■ 現況と課題

本町では、「*斑鳩町健康増進計画」に基づいて住民の健康づくりを支援するとともに、*ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、新型・高齢者インフルエンザの助成、中学校修了前までの子どもの医療費の無料化など、充実した支援制度を整えています。*メタボリック・シンドロームをはじめとする生活習慣病の予防にも重点的に取り組んでおり、保健師、栄養士、健康運動指導士などがかわりながら健康教室や相談、指導を実施しています。また、生活習慣病の一つでもあるがんは今後も増加すると見込まれることから、がんに対する知識の普及・啓発を行い、早期発見、早期治療のために定期的な受診をすすめ、受診率の向上に努めています。近年、日々のストレスの蓄積が不健康をもたらしており、ストレスからくる生活習慣病の予防にも努めます。健康づくりボランティアなど、住民との協働による事業にも取り組んでいます。今後は、生き生きプラザ斑鳩の活用を積極的に行い、各種ボランティアや関係団体と連携しながら健康づくりに取り組むことが必要です。

医療体制では地域の医療機関をはじめ、県立三室病院や三室休日応急診療所があります。また休日応急診療体制の充実をはかるため、王寺周辺広域休日応急診療施設組合と連携しています。

さらに、*一次救急医療体制の充実が求められています。

■ 基本方針

生活習慣病などの予防や健康寿命の延伸をはかることに重点を置き、「自らの健康は自らが守る」という視点にたって、住民が健康づくりに関心を持ち、主体的に取り組むことができるように支援します。また、保健・医療体制を充実するとともに、保健・福祉・医療の連携を強化し、乳幼児から高齢者まで一貫した健康管理体制を整えて総合的な対応をすすめます。

■ 施策の体系

健康づくり

1. 健康づくりの意識啓発と活動支援
2. 予防・相談体制の充実
3. 保健・福祉・医療の連携と充実



■ 計画の内容

1. 健康づくりの意識啓発と活動支援

- 健康教室や健康相談など健康づくりの機会を充実し、住民の健康への関心を高めます。
- 食生活、運動習慣やストレス対策など、生活習慣病予防に重点をおいた健康づくりを推進し、住民の意識啓発に努めます。
- 住民の自発的な取り組みや地域ぐるみでの健康づくりの活動を支援することにより、住民のニーズに合った魅力ある活動を育てます。

2. 予防・相談体制の充実

- 疾病予防・早期発見にむけて、各種検診や健康診査の充実をはかるとともに、受診機会の充実など検診を受けやすい体制づくりや、周知方法の工夫などによって、受診率の向上をめざします。
- 心の健康づくりについては、心の健康に関する情報提供を行うとともに、専門家による相談や講習会の開催などに取り組みます。

3. 保健・福祉・医療の連携と充実

- 住民が健康的な日常生活をおくれるよう、生き生きプラザ斑鳩を活用し、母子や成人、高齢者など対象別の保健活動を充実します。
- 健康管理や健康増進がより有効に行えるよう、乳幼児から高齢者までの一貫した健康管理システム体制を整えます。
- 保健師や看護師、助産師、健康運動指導士、歯科衛生士、管理栄養士など、保健・医療に携わる専門的な人材の確保や質の向上をはかります。
- 地域全体が健康づくりに対する意識を高められるよう、運動普及ボランティアや食生活改善推進員、母子保健推進員など、各種ボランティアや関係機関と協働した保健活動に取り組みます。
- 高齢者や障がいのある人などの健康づくりや在宅看護・介護、さらに予防から治療、リハビリまで総合的な対応ができるよう、保健・福祉・医療の連携を強化します。
- 医療体制については、町内医療機関の発展や促進に努めるとともに、休日応急診療体制や高次医療体制の充実をはかるため、県や近隣市町との連携を強め、医療サービスの向上に努めます。

8. 次世代育成

■ 現況と課題

本町では平成 17 年に策定した「次世代育成支援行動計画」を平成 22 年度より「次世代育成支援後期行動計画」として、誰もが地域の子育てに参加するまちづくりを推進しています。平成 20 年には、「母子保健計画いかるがっ子プラン」を策定し、平成 21 年度から実施するとともに、*ヒブワクチンや肺炎球菌ワクチンなどの予防接種の充実や中学校修了前までの子どもの医療費の無料化など、安心して子どもを産み育てられる環境の充実に努めています。

また、子育てへの不安感を解消するため、地域子育て支援センターによる家庭教育講座の開催や、子育てサークルの支援、乳幼児相談や訪問指導などを実施しています。今後は、*ファミリー・サポートセンター事業など、地域における子育て支援ネットワークの整備に取り組む必要があります。また、乳幼児保育、延長保育、一時預かりなどの保育サービスや放課後児童対策事業の充実など、働きながら子どもを産み育てられる環境づくりに努めています。同時に、児童虐待の問題が深刻化する中、平成 21 年には「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の未然防止に努めており、今後も保健センターや医療機関、保育園、幼稚園、学校、警察、民生児童委員、県子ども家庭相談センターなど、地域や関係機関が一体となった総合的な見守り、相談体制が必要です。

さらに、有害情報の氾濫などにより、子ども・若者をめぐる環境が悪化しており、また、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども・若者が抱える問題が深刻化しています。

「青少年問題協議会」を中心に青少年の健全育成にむけた取組みや青少年悩みごと教育相談室の設置などをすすめています。また、家庭、学校、地域社会との連携をさらに深め、子ども・若者が円滑に社会生活を営むことができるよう、総合的な支援や環境の整備が必要とされています。

■ 基本方針

児童福祉の充実にむけ、子どもが伸びやかですこやかに成長できるよう、良好な子育て環境づくりをはじめ、子どもの人権保護にむけた取組みや地域ぐるみの子育て支援などをすすめます。

また、子ども・若者の育成を支援するため、教育、福祉、保健、医療、雇用などの各分野の支援機関のネットワーク化をすすめます。

■ 施策の体系

次世代育成

1. 良好な子育て環境づくり
2. 子どもの権利の保障
3. 子ども・若者育成支援の充実
4. 地域ぐるみの子育て支援の充実

■ 計画の内容

1. 良好な子育て環境づくり

- 子どものすこやかな成長と子育て支援にむけ、安心して子どもを産み育てられる良好な子育て環境づくりをすすめます。
- 多様な保育ニーズに応えるため、保育園での一時預かりや延長保育をはじめ、学童保育など乳幼児や児童の保育充実に努めます。
- 保育園や幼稚園を積極的に地域に開放し、子育てに関する相談体制の充実をはかります。
- 幼稚園と保育園の一元化について検討をすすめ、保育環境の充実をはかります。
- 家庭教育の重要性を啓発するため、研修講座、講演、広報活動の充実をはかります。

2. 子どもの権利の保障

- 子どもの権利を保障し、児童虐待などを未然に防ぐため、あらゆる場を通じて啓発活動をすすめるとともに、保健センターや医療機関、保育園、幼稚園、学校、警察、民生児童委員、県こども家庭相談センターなど、関係機関や地域との連携を強化します。

3. 子ども・若者育成支援の充実

- 社会生活を円滑に営む上で困難のある子ども・若者を地域において支援するため、教育、福祉、保健、医療、雇用などの各分野の支援機関のネットワーク化の整備に取り組みます。
- 子ども・若者が地域で自ら企画し、創り上げるような創造的な取り組みができるよう、交流や体験を重視した活動やボランティアなどの社会的な活動の活性化をはかるとともに、指導者の育成や活動情報の提供、さらに幅広い活動への参加機会の充実をはかります。
- 家庭や学校、関係機関と連携をとりながら、子ども・若者の相談体制を強化します。
- 子ども・若者が安心して気軽に利用できる、社会教育施設などの充実をはかります。
- 「青少年問題協議会」を中心として、非行防止のための巡回指導や啓発、教育相談など、地域ぐるみでの健全な生活環境づくりに努めます。

4. 地域ぐるみの子育て支援の充実

- 生き生きプラザ斑鳩を地域における子育て支援の拠点とし、子育てサークルの育成や支援、つどいの広場事業、子育て相談や子育て支援講座などを実施することにより、地域ぐるみでの子育て支援にむけた取組みをすすめます。
- 子育てサポートクラブが中心となって、*ファミリー・サポートセンター事業など、地域における子育て支援ネットワークの整備に取り組みます。

9. 高齢者福祉

■ 現況と課題

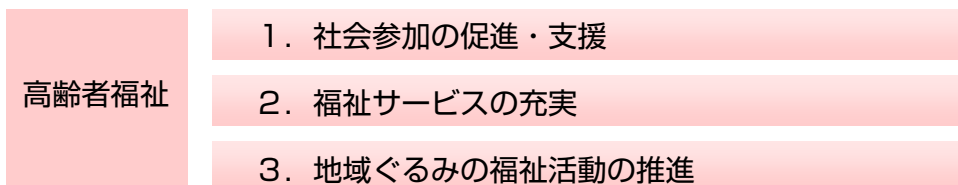
本町においては、平成24年以降には団塊の世代が65歳をむかえ、現在は23%の高齢化率が30%近くになると予測されています。高齢者の社会参加や生きがいをづくりの活動の場として、シルバー人材センターや老人クラブ、老人憩の家、ふれあい交流センターいきいきの里などがありますが、より住民のニーズに合った施設の活用をはかり、高齢者が生き生きと健康にらせるまちづくりが求められています。

また、高齢者を対象とした介護予防事業や日常生活を支援するサービスの充実をはかり、生きがいをづくり、介護予防、健康づくりなど総合的な高齢者支援サービス体制を整えることが必要です。本町では、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、地域でくらす高齢者一人ひとりの状態に合わせて、介護、福祉、健康、医療などさまざまな分野を組み合わせながら生活を支援するため、地域包括支援センターを設置し、その運営を社会福祉協議会に委託しています。同時に、高齢者が住み慣れた地域で安心してくらし続けられるよう、小地域福祉会の設立をすすめており、現在54地区で取り組まれています。さらに住民同士が相互に助け合える地域づくりや人づくりをすすめる必要があります。

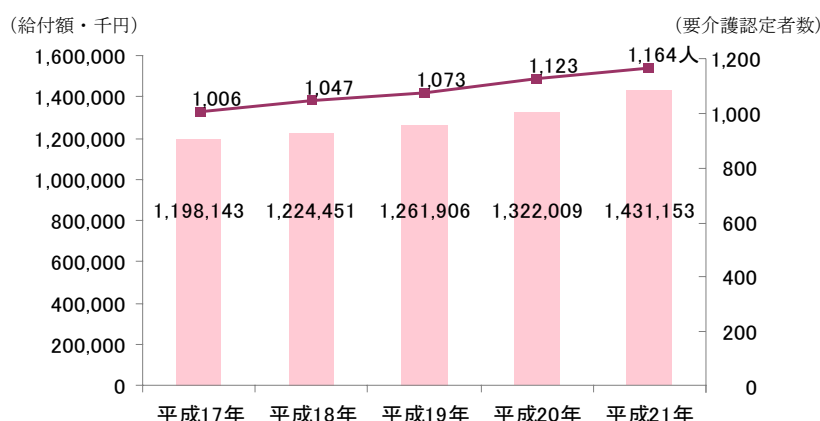
■ 基本方針

高齢者福祉の充実に向け、医療や介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域でくらし続けることができるよう、総合的な高齢者支援サービス体制の整備をはかります。また、地域で自立した生活がおくれるよう、地域ぐるみでの福祉活動をすすめて、支援します。

■ 施策の体系



● 介護保険要介護認定者数と給付額の推移



資料：住民生活部福祉課

■ 計画の内容

1. 社会参加の促進・支援

- 高齢者の豊富な知識と経験を貴重な財産としてとらえ、シルバー人材センターをはじめとした働く機会や活動の場の提供に努めます。
- 高齢者の社会参加や多様な世代の交流の場としてふれあい交流センターいきいきの里を活用していきます。
- 高齢者が自立し、充実した生活がおくれるよう、趣味・学習の講座やサークル活動の場として、老人憩の家を活用します。
- 生き生きプラザ斑鳩を保健・福祉の中心施設として活用し、高齢者の健康増進、介護予防の支援などに努めます。

2. 福祉サービスの充実

- 介護保険事業の推進をはかるため、介護保険事業にかかわるサービス基盤の整備や、人材の確保を行い、住民の要望に応えられる体制づくりに努めます。
- 高齢者の介護予防、健康づくり、生きがいづくり、ひとり暮らしの高齢者の生活支援などを通して、自立と社会参加を促す福祉サービスの体制を充実し、総合的なサービス水準の向上をはかります。

3. 地域ぐるみの福祉活動の推進

- 誰もが住み慣れた地域で、くらし続けることができるよう、住民の意識づくりや地域ぐるみの福祉活動を促進します。
- 社会福祉協議会と連携し、住民のボランティア意識の高揚をはかり、ボランティア情報の収集・提供、組織化の支援、活動の場の提供など、より活動しやすい環境づくりをすすめます。
- 高齢者の総合的な窓口として設置した地域包括支援センターと連携し、日常生活でさまざまな問題を抱える高齢者を支え、介護に関する相談や心配ごとなどに応じ、高齢者をあらゆる角度から支援します。

10. 障がい者福祉

■ 現況と課題

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」により、障がいの種別にかかわらず共通のサービスを提供するしくみに変わったため、障がいのある人が身近な地域で安心してくらすために必要なサービス基盤の整備をすすめてきました。本町では平成21年に「斑鳩町障害者福祉計画」および「第2期斑鳩町障害福祉計画」を策定し、障がいのある人の生活支援と社会参加・復帰への促進をはかっていますが、障がいの重度化や重複化、障がいのある人の高齢化など、障がいのある人を取りまく環境も大きく変化してきており、幅広い分野での環境整備を行う必要があります。また、障がいのある人が住み慣れた地域でくらし続けられるような地域づくり、小地域福祉会の設立をすすめていますが、住民同士が相互に助け合える地域づくりや人づくりが課題となっています。さらに、障がいのある人も地域の一員として参加できるよう、相談支援事業所による各種相談や助言、活動の場の確保、スポーツ教室の実施、就労相談体制の充実や就労機会の確保などをはかっています。

■ 基本方針

障がい者福祉の充実にむけ、障がいのある人の自立とあらゆる場面への参加をめざし、幅広い分野での総合的な施策を推進します。また、地域で自立した生活がおくれるよう、地域ぐるみでの福祉活動をすすめ、支援します。

■ 施策の体系

障がい者
福祉

1. 社会参加の促進・支援

2. 自立支援策の充実

3. 療育・保育・教育の充実

計画の内容

1. 社会参加の促進・支援

- 障がいのある人が、個人の尊厳を持ち、地域の中で安心して暮らせる社会をめざすため、「(仮)障がい者基本条例」を策定します。
- 障がいのある人が生活にゆとりとふれあい、生きがいを感じられるよう、就労や地域活動、レクリエーションなどあらゆる場面に参加できる社会をめざします。
- 障がいのある人が働き、自立できるように、相談機能の強化をはかるとともに、企業などの協力を得て、就労機会の拡充や新たな業務の開拓をすすめます。また、既存の地域活動支援センターの運営支援や内容の充実をはかります。

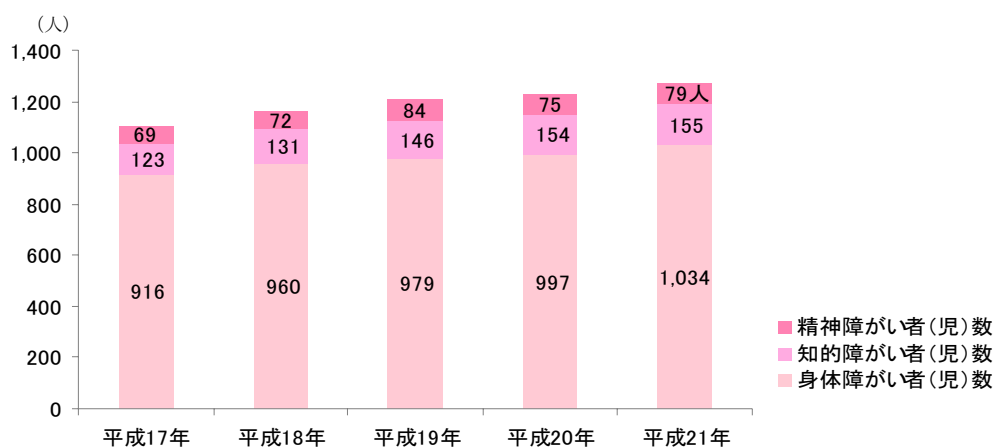
2. 自立支援策の充実

- 障がいがあっても社会的に自立した生活がおくれるよう、支援体制を充実します。
- 誰もが家庭や地域社会において安心して暮らせるまちをめざし、住民の意識づくりや地域ぐるみの福祉活動を促進します。
- 地域住民と保健・福祉などのさまざまなサービス事業者や相談支援事業所との連携により、地域ケア体制づくりをすすめます。

3. 療育・保育・教育の充実

- 障がいのある子どもの状態に応じた療育・保育・教育を充実します。
- 生き生きプラザ斑鳩において療育教室を開催し、幼児期の集団での遊びを通して、身体の発達、知的活動、社会生活などの調和的な発達をはかります。

● 障がい者手帳保持者数の推移



資料：住民生活部福祉課

11. 社会保障

■ 現況と課題

経済不安、少子高齢化の進展の中にあって、すべての住民が安心・自立してくらすための大きな支えとして、社会保障の果たす役割はますます重要となっています。

本町では、心身の健康の保持と医療費の経済的な負担を軽減するため、県制度に加え町独自の制度として、各種の医療助成を実施しています。また、母子（父子）や障がい者世帯に対しては、相談員が自立などの相談にあたる一方で、重度心身障害者等福祉年金、遺児福祉年金などの支給を行っています。

国民健康保険は、誰もが適切な医療を安心して受けることができるように制定された公的医療保険制度であり、住民の医療・健康増進を支える基幹ですが、高齢化の進展等による医療費の増大などにより、厳しい財政状況にあります。今後は、後期高齢者医療制度など、国の医療制度改革もふまえながら、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上にむけた施策を推進する必要があります。

また、国民年金制度については、保険料の負担増に加え、制度自体への不安感から、未加入者や未納者が増えており、課題となっています。

■ 基本方針

社会保障の充実に向け、健康保険の充実と安定化をはかるとともに、年金制度の周知と啓発活動の充実をすすめます。また、生活困窮世帯に対する自立支援にむけた取組みをすすめます。

■ 施策の体系

社会保障

1. 国民健康保険の充実
2. 福祉医療の充実
3. 国民年金制度の普及促進
4. 生活困窮世帯への支援の充実

計画の内容

1. 国民健康保険の充実

- 国民健康保険事業の健全な事業運営をはかるため、保険給付と負担のバランスの確保に努めます。
- 国民健康保険税の収納率の向上に努め、無保険者の解消と制度の適正な運営をはかります。
- 被保険者の健康づくりや健康管理に対する意識の啓発をすすめるとともに、疾病予防にむけた施策を充実します。
- 国の医療保険制度の変化については、県その他関係機関と協力しながら、適正に対応していきます。

2. 福祉医療の充実

- 医療費の経済的な負担を軽減し、住民の健康の保持と福祉の増進をはかるため、高齢者、乳幼児、児童・生徒、障がいのある人（子ども）、母子家庭などに対する医療費助成の充実に努めます。
- 医療制度などの関心を高めるため、制度の概要やしくみの周知をはかります。

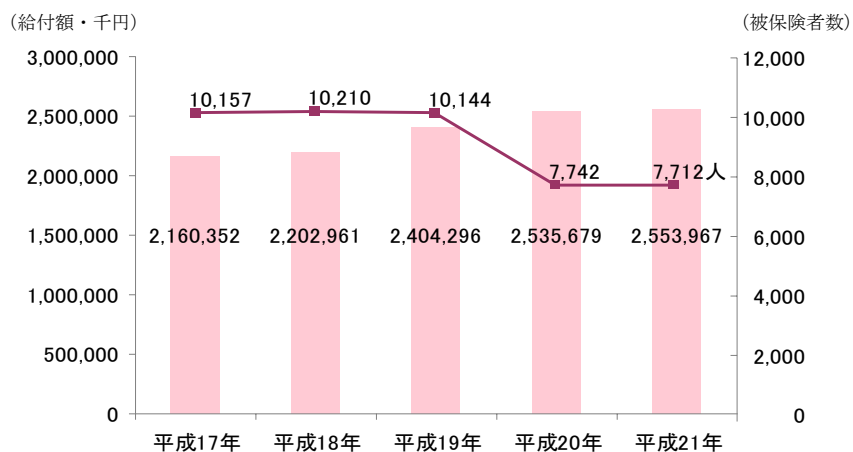
3. 国民年金制度の普及促進

- 国民年金制度の充実と安定化を国に要請するとともに、制度に対する理解を求めるときの啓発活動や相談事業の充実をはかり、無年金者の解消に努めます。

4. 生活困窮世帯への支援の充実

- 生活困窮世帯に対する相談を実施し、就学援助や就労あっせんなど自立支援にむけた取組みを充実します。
- 必要な世帯には速やかに生活保護の適用をはかるとともに、有効に活用できるよう制度の充実を関係機関に働きかけます。

● 国民健康保険被保険者数と給付額の推移



資料：住民生活部国保医療課

● 主な公共施設

